

第27回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 4番, 5番)

開催期日 令和7年9月29日

第27回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和7年9月29日（月） 午前9時30分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 鳥村正行

書 記

栗山町農業委員会事務局 清藤大亮

本日の出席委員

1番 鈴木正志	10番 長尾卓也
2番 田村俊彦	11番 川崎浩彦
3番 田村賢治	
4番 西川満	13番 寺雅彦
5番 桂一照	14番 吉田義弘
6番 柴田貴浩	15番 吉尾由美子
7番 土門雅一	16番 大櫛和矢
8番 松田とも子	17番 塚本政紀
9番 中島武博	18番 鳥村正行

本日の欠席委員

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局長 藤澤祐之
〃 事務局主査 清藤大亮
〃 事務局員 山下偉生
〃 事務局員 成田卓朗

本日の議事日程

日程	議案番号	件 名
1		会議録署名委員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 41 号	農地のあっせん成立について
5	報告第 42 号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
6	報告第 43 号	農地所有適格法人の設立について
7	議案第 133 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
8	議案第 134 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
9	議案第 135 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
10	議案第 136 号	土地の現況証明願いについて
11	議案第 137 号	農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について
12	議案第 138 号	農地のあっせんについて
13	議案第 139 号	買入協議を行う旨の通知の要請について
14		農業団体等報告事項

(局長)

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第 27 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日出席委員 17 名、全員出席でございます。栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願ひいたします。

(会長)

皆様におかれましては、農業繁忙期という事でお忙しい毎日をお過ごしの事と思います。非常に疲れの事と思いますが、本日の総会につきましても慎重審議をお願い致します。それでは早速、総会を進めていきたいと思います。

(議長)

日程 1 会議録署名委員についてですが、4 番西川委員、5 番桂委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。（ハイの声）

ハイという声がありましたので、本日 1 日といたします。

日程 3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。9月2日から11日にかけて栗山町議会定例会が開催され、鳥村会長が出席しております。9月14日から15日にかけて新・農業人フェアが東京で開催され、松田委員、吉尾委員が参加しております。9月22日に現地調査を田村俊彦委員、吉田委員、大櫛委員で実施しております。9月29日に第12回運営委員会を開催しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声)なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第41号「農地のあっせん成立について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第41号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今月は、2件でございます。

番号1 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇1341番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇33番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、成立年月日は令和7年9月3日でございます。対象農地につきましては、〇〇1087番地1地目については公簿、現況ともに畠、面積738m²の1筆でございます。売買価格につきましては、10aあたり 畠〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、西川委員、柴田委員でございます。

番号2 申出者住所・氏名 〇〇市〇〇区〇〇4番23号 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇33番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、成立年月日は令和7年9月3日でございます。対象農地につきましては、〇〇241番地 地目については公簿、現況ともに田、面積33,190m²の1筆でございます。売買価格につきましては、10aあたり 田〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、田村俊彦委員、西川委員でございます。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程5 報告第42号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第42号 農地の使用貸借契約の解約の通知について 下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今月は、1件でございます。

番号1 所在 ○○30番地1 地目につきましては公簿、現況ともに田、面積9,446 m²外39筆。内訳につきまして、田が31筆104,880 m²、畑が9筆16,358 m²、40筆合計121,238 m²でございます。利用状況については水田及び普通畑として利用、契約内容 使用貸借、契約年月日 令和2年3月31日、契約期間 令和2年3月31日から令和12年3月31日、解約通知日は令和7年9月18日でございます。賃貸者 栗山町字○○94番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○94番地 ○○○○ となっております。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程6 報告第43号「農地所有適格法人の設立について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第43号 「農地所有適格法人の設立について」下記のとおり農地所有適格法人設立の届出があったので報告する。名称 株式会社○○○○ 住所 栗山町字○○94番地 組織の種類 株式会社、設立年月日が令和7年7月30日、資本金は○○○○円となっております。 事業内容 1. 農作物の生産、貯蔵、販売 2. 農作業の受託 3. 前各号に附帯関連する一切の業務となっております。構成員につきましては○○○○38歳、○○○○35歳、○○○○69歳の3名となっており、構成員要件、従事日数等、農地所有適格法人としての要件を備えている事を報告致します。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)
無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程7 議案第133号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第133号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ (合意による解約) について農地法第18条第6項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮詢。 今月は、3件でございます。

番号1 所在 ○○710番地 地目につきましては公簿現況ともに田、面積3,000 m²外1筆。2筆とも田でございまして、合計面積が21,814 m²となっております。利用状況については水田として利用、契約内容が賃貸借、契約年月日は平成27年11月30日、契約期間は平成27年11月30日から令和7年11月30日、解約通知日は令和7年9月7日でございます。通知者につきましては賃貸人、栗山町字○○

番地 ○〇〇〇、賃借人、栗山町字〇〇64 番地 3 ○〇〇〇となっております。

番号 2 所在 ○〇345 番地 1 地目につきましては公簿が畠、現況が田、面積 6,917 m²外 10 筆。全筆田でございまして、合計面積が 50,742.46 m²となっております。利用状況については水田として利用、契約内容が賃貸借、契約年月日は令和 3 年 11 月 30 日、契約期間は令和 3 年 11 月 30 日から令和 7 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 7 年 9 月 10 日でございます。通知者につきましては賃貸人、栗山町字〇〇427 番地 6 ○〇〇〇、賃借人、栗山町字〇〇842 番地 ○〇〇〇となっております。

番号 3 所在 ○〇346 番地 1 の内 地目につきましては公簿現況ともに田、面積 10,607 m²外 3 筆。全筆田でございまして、合計面積が 29,631 m²となっております。利用状況については水田として利用、契約内容が賃貸借、契約年月日は令和 3 年 11 月 30 日、契約期間は令和 3 年 11 月 30 日から令和 13 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 7 年 9 月 16 日でございます。通知者につきましては賃貸人、栗山町字〇〇284 番地 5 ○〇〇〇、賃借人、栗山町〇〇381 番地 ○〇〇〇となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんか

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 133 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

一全員挙手一 よって議案第 133 号は原案どおり決定といたします。

日程 8 議案第 134 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 134 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転及び賃貸借による許可申請があつたので、許可の可否について意見を諮う。今回は、所有権移転(売買)2 件、賃貸借 1 件の合計 3 件でございます。

番号 1 所在 ○〇1169 番地、地目につきましては、公簿現況ともに畠、面積 1,603 m²の 1 筆でございます。譲渡人につきましては、〇〇市〇〇区〇〇2 丁目 ○〇〇〇 ○〇〇〇、摘要といたしまして永年農地として占用していた申請地を譲渡したい。譲受人につきましては、栗山町字〇〇590 番地 ○〇〇〇、摘要といたしまして、永年農地として占用していた申請地を譲り受けたい。となっております。

番号 2 所在 ○〇758 番地 1 地目につきましては、公募が宅地、現況が畠、面積 1,455.06 m²外 3 筆でございます。4 筆とも畠でございまして合計 2,237.06 m²となっております。譲渡人につきましては、栗山町字〇〇750 番地 1 ○〇〇〇、摘要といたしまして、今後申請地を耕作する予定がないことから農地を譲り渡したい。譲受人につきましては、栗山町字〇〇267 番地 5 ○〇〇〇、摘要といたしまして、経営規模の拡大のため農地を譲り受けたい。となっております。

番号3 所在 ○○11番地1、地目につきましては、公簿現況とともに田、面積11,356m²外60筆。内訳につきましては、田が35筆129,025m²、畑が26筆81,387m²、合計210,412m²となっております。貸主につきましては、栗山町字○○94番地 ○○○○及び○○○○、摘要といたしまして新しく設立した法人へ申請地を貸し付けたい。借主につきましては、栗山町字○○94番地 株式会社○○○○ 代表取締役○○○○、摘要といたしまして、法人の構成員から申請地を借り受けたい。となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(17番 塚本)

番号1につきまして、譲渡人の○○○○さんの意向により○○○○さんへ農地を譲渡するものとなつております、農地所有者の意向であることから問題ないと思います。

(16番 大橋)

番号2につきまして、譲渡人の○○○○さんの意向により○○○○さんへ農地を譲渡するものとなつております、農地所有者の意向であることから問題ないと思います。

(9番 中島)

番号3につきまして、貸主が構成員となっている法人への賃貸借するものとなつてることから問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりましたので審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

一全員挙手一 よって議案第134号については全て原案どおり決定といたします

日程9 議案第135号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第135号 農地法第5条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があつたので、許可の可否について意見を諮う。今回は1件でございます。

番号1 所在 ○○426番地の内 地目につきましては、公簿現況とともに田、面積12,922m²の1筆でございます。賃貸人 栗山町字○○95番地 ○○○○、賃借人 ○○町○○52番地 株式会社○○○

○ 代表取締役〇〇〇〇、転用目的につきましては、耕土改良及び土砂採取となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(2番 田村俊彦)

令和7年8月28日、第26回農業委員会総会後に提出のあった農地法第5条の転用申請及び現況証明の願い出に基づき、令和7年9月22日に、吉田委員、大槻委員、藤澤事務局長、清藤主査、山下主事、同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。番号1につきまして、申請地は、栗山町役場継立出張所の南約5.1kmに位置する農用地区域内農地であり、この度、申請者より耕土改良に合わせて土砂採取を行い、平坦な優良農地に復元したい旨の一時転用の許可申請があつたものであります。本件は、周囲に影響を与えることのないで転用することに支障はないものと認めます。

(議長)

はい。只今、事務局、また先ほど現地調査班長より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第135号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

一全員挙手一 よって議案第135号は原案どおり決定といたします。

日程10 議案第136号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第136号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があつたので証明の可否について意見を諮う。今回は2件でございます。

番号1 所在 〇〇162番地 地目につきましては、公簿が田、現況が農地外、面積281m²の1筆でございます。利用状況は宅地として利用、所有者及び願出人につきましては、栗山町〇〇162番地〇〇〇〇、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。

番号2 所在 〇〇266番地4 地目につきましては、公簿が田、現況が農地外、面積254m²の1筆でございます。利用状況は宅地として利用、所有者及び願出人につきましては、栗山町〇〇266番地〇〇〇〇、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、

現地調査班長より報告をお願いします。

(2番 田村俊彦)

現況証明願いにつきまして、申請どおりの現況であることを、現地調査を行い、確認してきております。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(議長)

はい。只今、事務局、及び現地調査班長より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第136号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

一全員挙手一 よって議案第136号は原案どおり決定といたします。

日程11 議案第137号「農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第137号 農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める内容を公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて意見を諮う。今月は賃貸借4件、所有権移転6件でございます。

整理番号7所41-1及び42-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇33番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇1341番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和7年9月3日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇1087番地1 現況地目が畑、面積738m²の1筆でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的が普通畑として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10aあたり、畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和8年3月5日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱で、構成員は男3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号7所43-1及び44-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇33番地 株式会社〇〇〇〇

代表取締役〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇4 番 23 号 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 9 月 3 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇241 番地 現況地目が田、面積 33,190 m² の 1 筆でございます。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 8 年 3 月 5 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱で、構成員は男 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 貨 45-1 及び 46-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇4 番地 1 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇850 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 9 月 5 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇43 番地 4 現況地目 田、面積 406 m² 外 2 筆。全筆田でございまして合計面積が 2,396 m² となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借契約期間 令和 7 年 10 月 20 日から令和 10 年 11 月 30 日までの 3 年 1 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、世帯員は男 2 人、女 1 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 貨 47-1 及び 48-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇301 番地 1 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇427 番地 6 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 9 月 10 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇345 番地 1 現況地目 田、面積 6,917 m² 外 10 筆。全筆田でございまして合計面積が 50,742.46 m² となっております。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 7 年 10 月 20 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 2 年 1 か月となっております。借賃につきましては 10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、世帯員は男 2 人、女 1 人。地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 所 49-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇1-20 号 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 9 月 19 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇914 番地 1 現況地目が田、面積 42,110 m² 外 1 筆。内訳につきましては、田が 1 筆 42,110 m²、畑が 1 筆 3,124 m²、2 筆合計

45,234 m²となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田及び普通畠として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円、畠〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和7年11月28日となっております。

整理番号 7 所 50-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇4 番 23 号 〇〇〇〇、申出年月日は令和7年9月19日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇23 番地 5 現況地目が田、面積 1,858 m²外 9 筆。内訳につきましては、田が 9 筆 35,778 m²、畠が 1 筆 1,932 m²、10 筆合計 37,710 m²となっております。所有権移転の内容につきましては、利用目的が水田及び普通畠として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり、田〇〇〇〇〇〇円、畠〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和7年11月28日となっております。

(議 長)

はい。只今事務局より賃貸借4件、所有権移転6件の説明がありましたので、審議したいと思います。

それでは、整理番号7所41-1及び42-1について質疑ありませんか。（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7所41-1及び42-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手）

全員挙手。よって整理番号7所41-1及び42-1は原案どおり決定といたします。

整理番号7所43-1及び44-1について質疑ありませんか。（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7所43-1及び44-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手）

全員挙手。よって整理番号7所43-1及び44-1は原案どおり決定といたします。

整理番号7賃45-1及び46-1について質疑ありませんか。（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃45-1及び46-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手）

全員挙手。よって整理番号7賃45-1及び46-1は原案どおり決定といたします。

整理番号7賃47-1及び48-1について質疑ありませんか。（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7賃47-1及び48-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手）

全員挙手。よって整理番号7賃47-1及び48-1は原案どおり決定といたします。

整理番号 7 所 49-1 について質疑ありませんか。（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 所 49-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手）

全員挙手。よって整理番号 7 所 49-1 は原案どおり決定といたします。

整理番号 7 所 50-1 について質疑ありませんか。（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 7 所 50-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手）

全員挙手。よって整理番号 7 所 50-1 は原案どおり決定といたします。

日程 12 議案第 138 号「農地のあっせんについて」事務局より説明をお願いします。

（事務局）

議案 138 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮詢。今月の申出は 4 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 栗山町字〇〇56 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 7 年 9 月 7 日 申出地所在 〇〇710 番地、地目につきましては、公募現況とともに田、面積 3,000 m² 外 1 筆でございます。2 筆とも田でございまして、合計面積が 21,814 m² となっております。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

（議長）

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

（3 番 田村賢治）

〇〇さんにおかれましては、今後該当農地での耕作予定がないため今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に 〇〇〇〇さん、第 2 候補に 〇〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村俊彦委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

（議長）

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。（ハイの声）

それでは、採決に移ります。

番号 1 について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 1 はあっせんを可といたしますので、田村賢治委員、田村俊彦委員よろしくお願ひします。

続いて番号 2 について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号 2 あっせん申出者 栗山町字〇〇64 番地 3 〇〇〇〇 申出年月日 令和 7 年 9 月 7 日 申出地所在 〇〇704 番地、地目につきましては、公募現況とともに田、面積 13,523 m² 外 2 筆でございます。3 筆とも田でございまして、合計面積が 33,187 m² となっております。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(3 番 田村賢治)

〇〇さんにおかれましては、今後該当農地での耕作予定がないため今回のあっせん申し出となっています。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に 〇〇〇〇さん、第 2 候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村俊彦委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号 2 について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

一全員挙手— よって番号 2 はあっせんを可といたしますので、田村賢治委員、田村俊彦委員よろしくお願いします。

続いて番号 3 について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号 3 あっせん申出者 栗山町〇〇284 番地 5 〇〇〇〇 申出年月日 令和 7 年 9 月 16 日 申出地所在 〇〇346 番地 3、地目につきましては、公募現況とともに田、面積 10,210 m² 外 4 筆でございます。内訳につきましては、田が 4 筆 29,234 m²、雑種地が 1 筆 255 m²、5 筆合計 29,489 m² となっております。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(3 番 田村賢治)

〇〇さんにおかれましては、今後該当農地での耕作予定がないため今回のあっせん申し出となっています。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に 〇〇〇〇さん、第 2 候補に 〇

〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村俊彦委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号3について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

一全員挙手— よって番号3はあっせんを可といたしますので、田村賢治委員、田村俊彦委員よろしくお願いします。

続いて番号4について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号4 あっせん申出者 〇〇市〇〇区〇〇21番35号 〇〇〇〇成年後見人〇〇〇〇 申出年月日 令和7年9月17日 申出地所在 〇〇80番地6、地目につきましては、公募現況とともに田、面積7,675m²の1筆でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(3番 田村賢治)

〇〇さんにおかれましては、売買意向があった該当農地の成年後見人が正式に決まったため今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村俊彦委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号4について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

一全員挙手— よって番号4はあっせんを可といたしますので、田村賢治委員、田村俊彦委員よろしくお願いします。

日程13番 議案第139号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第139号 買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第22条第2項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をするよう要請することについて意見を諮詢。今月の申し出は1件です。

番号1 あっせん申出者 栗山町字〇〇750番地1 〇〇〇〇、申出年月日 令和7年9月19日 申出地所在 〇〇758番地2、地目につきましては、公募現況とともに畑、面積990m²外4筆。内訳につきましては、田が4筆42,064m²、畑が1筆990m²、5筆合計43,054m²となっております。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

整理番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号1は原案どおり決定といたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は10月24日月曜日 午後3時30分から、現地調査につきましては10月17日金曜日 午前9時30分から 第4班 西川委員、川崎委員、吉尾委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦労様でした。(午前10時30分 終

